

鴨川における自然環境等の取りまとめ方策について —あるべき姿を目指して—

1. 目的

鴨川河川整備計画の中で、自然環境等へ配慮し進めるものと示しているが、整備範囲は、鴨川における桂川合流から七条まで一部の区間であるものの、こと自然環境については、中流域を含む、様々な意見も聞かれる。

また、鴨川は京都を代表する河川であり府民の注目も高く自然環境だけでなく景観に関する意見等も多くある。

このため、まず、河川管理者が把握している情報だけでなく、学識者などの研究テーマや、地域や個人単位で関心の高い小さな植物群落などの情報を収集し、幅広く府民の意見を聞くこととし、鴨川のあるべき姿の構築に役立てていくこととする。

また、併せて鴨川の魅力発信として周辺の歴史的・文化的なものについても情報を収集整理し、情報発信を行うこととする。

2. 情報収集する対象範囲、項目等

2-1 対象範囲

対象範囲は次のとおりとする。

- ・鴨川 桂川合流点～終野堰堤
- ・高野川 鴨川合流点から八瀬付近

その他上流区間や支川については、個別対応とする。

2-2 自然環境等の情報収集する項目

- ・守っていききたい植物群落など
- ・守っていききたい動物の生息場所など
- ・特定外来種
- ・湧水箇所
- ・課題（課題と思われる具体的な理由も含めて）

2-3 史跡等の情報収集する項目

- ・史跡など
- ・課題（課題と思われる具体的な理由も含めて）

3. 情報収集の方法

情報収集の周知については、“府民だより”、“記者発表”及び“ホームページ”にて行うこととし、収集期間は概ね平成22年度を想定している。

なお、情報収集にあたっては、項目に加えて、写真と位置図を併せて情報提供していただくこととし、写真の著作権は、京都府に帰属することとする。

4. 収集した情報の可否等

収集した情報の可否等を判断するために、学識者等に意見を聞くこととする。

5. 取りまとめ方法及び公表

収集、整理した情報は、公共交通、使用可能なトイレ等の情報と併せて整理した上で、「鴨川自然環境マップ（仮称）」、「鴨川史跡マップ（仮称）」を作成し公表する。

作成した地図は、印刷物として配布するとともに、ホームページ等で公表するものとする。なお、ホームページでの掲載は、利便性を考えGIS等の活用を検討する。

また、情報、マップ等の更新時期は集まった情報量や内容により、今後、更新時期を検討していき、適切な時期で更新することとする。

6. 貴重種の取扱い

収集した情報の中で、貴重種等の取扱いについては、学識者等において公表の可否等について十分検討し、その取扱いについて決定するとともに、構成メンバーは、決定事項は遵守するものとする。

7. 収集した情報の活用

河川整備や維持管理の中で十分に配慮するとともに、課題となっているものについては、改善できるかについての検討していくものとする。

自然環境等の鴨川のあるべき姿(案)



平成21年 月
京都府建設交通部河川課

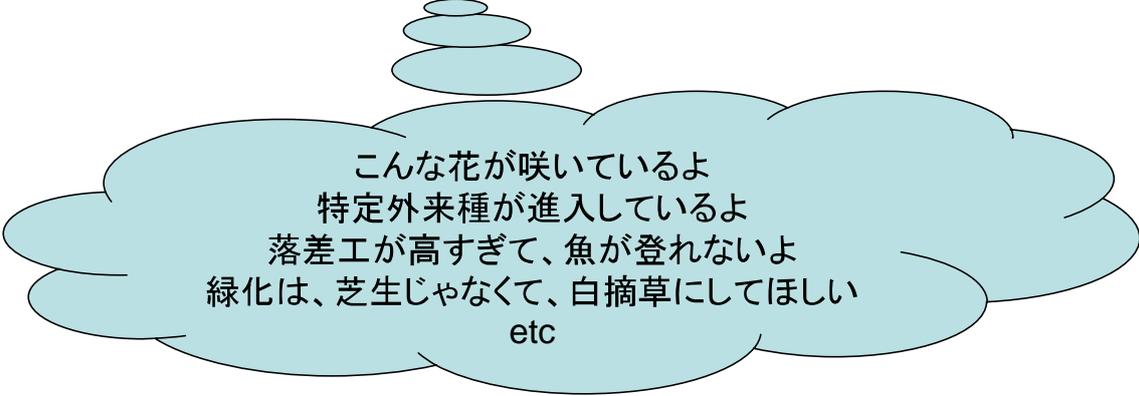
はじめに

- 昭和の京都大水害を契機に大改修が行われた鴨川
- 昭和40年代から整備された府立鴨川公園
- 江戸時代から形を変えて続く納涼床
- 五山の送り火鑑賞の舞台
- お弁当を食べたり、音楽を楽しんだり、散策を楽しんだり
- 鴨川は、本当に多くの人に利用されています



環境への配慮について

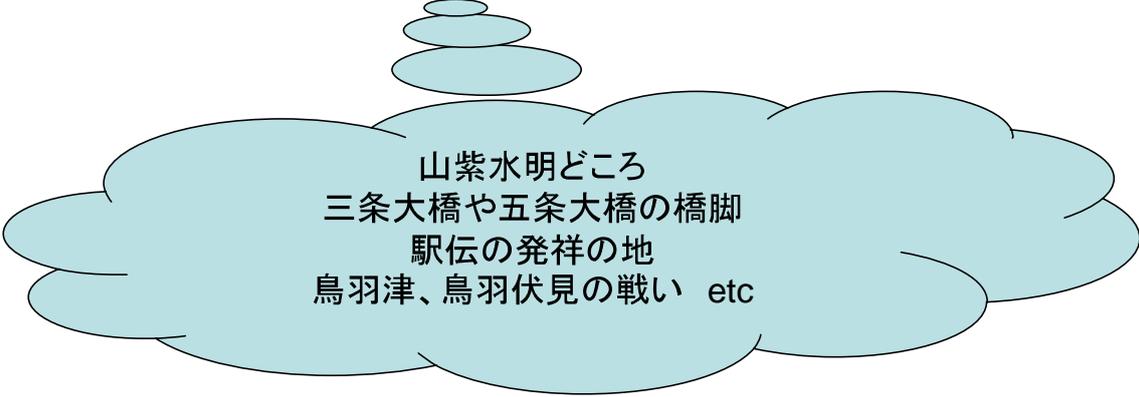
- 全国的に河川改修における多自然川づくりを導入
- 鴨川においても、中州除去を中断(中州の草刈りは実施)
- 平成9年の河川法改正(環境に関することが追加)
- 鴨川河川整備計画におけるパブコメでも環境に対する意見が多くを占めました(H20 60件のうち28件)
- 今後の鴨川整備において、環境に関する目標設定が必要です(⇒あるべき姿の構築)



こんな花が咲いているよ
特定外来種が進入しているよ
落差工が高すぎて、魚が登れないよ
緑化は、芝生じゃなくて、白摘草にしてほしい
etc

史跡などの情報発信について

- 御池より上流の鴨川公園は、年間300万人が利用
- 御池四条間も歩きにくいにも係わらず多くの人利用
- しかし、歴史的に価値があるものでも、あまり知られていないものが鴨川及び周辺にはまだまだあります
- さらなる魅力を発信し、その価値を高めていくこととともに、不法行為や迷惑行為がなくなるような啓発活動にも繋げていきたいと考えています



山紫水明どころ
三条大橋や五条大橋の橋脚
駅伝の発祥の地
鳥羽津、鳥羽伏見の戦い etc

中州管理①

- 10数年の間、草刈りのみの管理としていました



- 中州・寄州の発達が進み、水面が見えない箇所も出てきました



- 場所によっては、水の流れに変化をもたらし、魚や鳥にとって良好な環境となっている箇所もあります

中州管理②

- 治水の観点から、現時点で二条より上流の中州除去の必要性はありません
- しかし、二条より上流は土砂の堆積傾向にあり、次のようなことが懸念されます
 - 当該区間における陸地化の進行
 - 河床材料の粗粒化
 - 二条より下流での河床低下
 - 河床材料表面の不活性(付着する藻類は増えるが生物代謝が減少)
- 平成21年度から、土砂堆積の多い箇所から草刈りだけでなく、土砂の除去も進めます
- ただし、自然環境を大きく変えないように、一度に長い区間を除去してしまわない等、やり方に工夫して進めます

中州管理③

- ここで、中州管理の中で留意することについて、幅広く府民の方から意見をお聴きします

- **河川管理者で把握しづらい変化していく情報など**

- イカルチドリの生息場
- 守っていきたい野草の群落
- 撤去すべき特定外来種の群落
- 湧水箇所
- 良好な釣り場、早瀬、子どもなどが水に近づけるなだらかな水辺

- いただいた情報を基に学識者等により、“鴨川のあるべき姿”を設定していきます
- 全ての意見が採用されるものではありません

縦断方向の連続性①

- 昭和の大改修で、たくさんの落差工がつけられ、鴨川の流れは安定しました
- 落差工は、川の勾配を緩くする、河床流出を防ぐなど、重要な機能を有しています
- また、水の流れに変化ができることにより、鴨川独特の景観を創出しています
- 高さや構造により、一部魚の移動が困難な箇所もあります



縦断方向の連続性②

- 今後、鴨川において自然環境への配慮の一つとして、縦断方向の連続性の確保を検討することとしています。その中で留意すべきことについて、幅広く府民の方から意見をお聴きします

- 河川構造物によって魚の移動などの支障になっている具体的な情報
- ただし、鴨川ならではの特徴も考慮する必要があります
 - 京都を代表する風景
 - 柘野堰堤などは時代劇の有名な撮影場所
 - 自然環境への影響は、気象や社会環境による要因も大きい

- いただいた意見を基に学識者等により、“鴨川のあるべき姿”を設定していきます
- 全ての意見が採用されるものではありません

緑化整備など①

- 鴨川の高水敷整備にあたっては、様々な御意見をいただいています。
- 「高木による木陰がほしい」、「芝生整備は野草を追い出して、子どもの遊び場を奪っている」、「月見草を守って欲しい」などなど
- 高木の植栽は、やはり河川区域内ですので、洪水時の影響を考えると積極的な植栽は難しいところです
- 芝生は、整備後の管理がしやすいため、採用されています
- 小さな植物までは、把握できていません

緑化整備など②

- 今後、鴨川において緑化整備全般の中で留意することについて、幅広く府民の方から意見をお聴きします

- **守って欲しい植物の情報**

- 小規模な植物群落の情報
- 特定外来種の情報

- **どうやって守っていくかの考え方**

- 府民による植栽管理など

- いただいた意見を基に学識者等により、“鴨川のあるべき姿”を設定していきます
- 全ての意見が採用されるものではありません

史跡等

- 三条大橋や五条大橋の古い橋脚が無造作に転がっていたり、牛車用の石畳が残っていたり、鴨川は都のなごりを今も残しています
- また、下流域では、古戦場などの史跡も近隣にあるところです
- これらの情報を発信することで、さらなる鴨川の魅力を高めていくことを目指します

- **鴨川の魅力として発信したい情報**

- 河川内や周辺の史跡
- 魅力として情報発信したいもの

- いただいた意見を基に学識者等により、“鴨川のあるべき姿”を設定していきます
- 全ての意見が採用されるものではありません

その他

- その他、様々な排水の問題や景観上好ましくないものなど、解決していく必要のある課題もたくさんあると思います

• その他課題などの情報

- きたない排水が常時出ている
- 景観上支障となる構造物が存知されている
- 不法投棄が定常化している
- トイレが長い区間ない

- いただいた意見を基に学識者等により、“鴨川のあるべき姿”を設定していきます
- 全ての意見が採用されるものではありません

情報の発信、活用について

- 鴨川における課題についても、御意見をお聴きし、河川管理者で対応できるもの、関係機関へ対応をお願いするもの、啓発していくものなどを地図上に整理分類していきます
- 今後の鴨川整備や維持管理業務に役立てていくとともに、必要に応じて新たな施策も検討していきます

鴨川のあるべき姿の検討対象など

- 対象区間; 鴨川桂川合流点から柊野堰堤まで
高野川鴨川合流点から八瀬付近まで
※それより上流や支川については、
個別対応とします
- 検討対象; 特に規定しないが、得られた情報を基
に学識者により整理していくものとしま
す
また、他に対策を協議する場があるもの
については、対象外とする(放置自転車
やホームレス対策等)
- 意見聴取の情報; 内容、位置情報、写真